

厚生労働省 宮崎労働局発表
令和7年1月23日

【照会先】

宮崎労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 松澤 良
労働衛生専門官 外村 哲史
(電話番号) 0985-38-8835

新たに始まる化学物質管理強調月間(2月)に
宮崎労働局長による化学物質を取り扱う工場の視察を行います

～労働局長が化学物質による労働災害防止に
積極的に取り組む工場の視察を行います～

宮崎労働局(局長 ^{さかね}坂根 ^{のぼる}登)は、初めて全国一斉に実施する「化学物質管理強調月間」(2月)に併せ、化学物質による労働災害の防止に積極的に取り組む工場(県内リーディングカンパニー)の視察を行います。

県内においても、化学物質による労働災害が発生(別添1参照)していること等から、今年度が初めてとなる本月間の取組を、化学物質を取り扱う全ての事業場に広く浸透させ、各職場の化学物質管理の総点検の実施等に繋げるべく、周知啓発を目的とした視察を行うものです。

厚生労働省は、令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、「化学物質管理強調月間」を別添2の「令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき実施します。本月間は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としています。

1 労働局長による視察について

- ・日 時 令和7年2月3日(月) 午前10時00分～11時30分
- ・集合場所 富士フイルムワコーケミカル株式会社 宮崎工場
(令和6年度 安全衛生に係る厚生労働大臣表彰「奨励賞」受賞)
(宮崎市清武町木原 3558 番地) ※別紙1参照

- ・ 視察概要 労働災害防止に向け化学物質管理に関し、
 - ① 労働者が取り扱う化学物質の危険性・有害性を認識できるようにする情報伝達
 - ② 化学物質の危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの実施状況等の取組状況を確認する。
- ・ 実施機関 宮崎労働局
- ・ 取材申込 別紙2「取材申込書」を1月30日(木)午後5時15分までに、宮崎労働局労働基準部健康安全課あてメールにて送信をお願いします。

【取材に関するお願い】

当日の取材に当たっては、

- ① マスコミ関係者であることがわかる腕章などを着用してください。
- ② 駐車場は、会社敷地内の決められた場所に駐車してください。
- ③ 工場内での撮影は、撮影可能箇所のみとなります。また個人が特定出来ないように撮影をお願いします。また、掲示板、モニター等に氏名が表示されている箇所は撮影不可となります（氏名が判別できないよう画像処理したうえで放映する場合は撮影可能）。

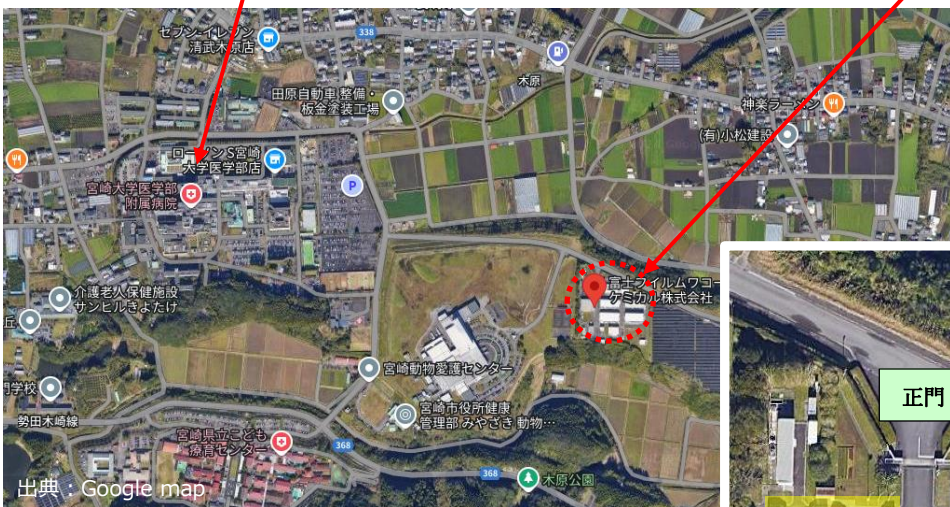
(添付資料)

- 別添1 宮崎県内の化学物質による労働災害発生状況
- 別添2 令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱
- 別添3 令和6年度化学物質管理強調月間リーフレット

JR 清武駅



宮崎大学医学部附属病院



駐車場

空いている場所に
駐車してください。

《局長視察事業場》

富士フィルムワコーケミカル株式会社 宮崎工場
(宮崎市清武町木原 3558 番地)

案内図

出典 : Google map

『宮崎労働局長による視察』

取材申込書

宮崎労働局労働基準部健康安全課（担当 ^{とむら}外村）あて

Emai : kenkouanzenka-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

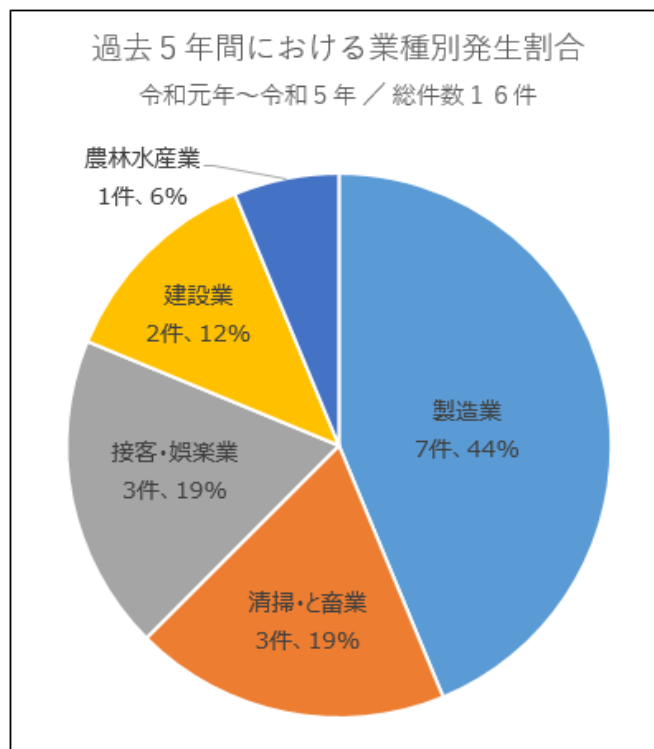
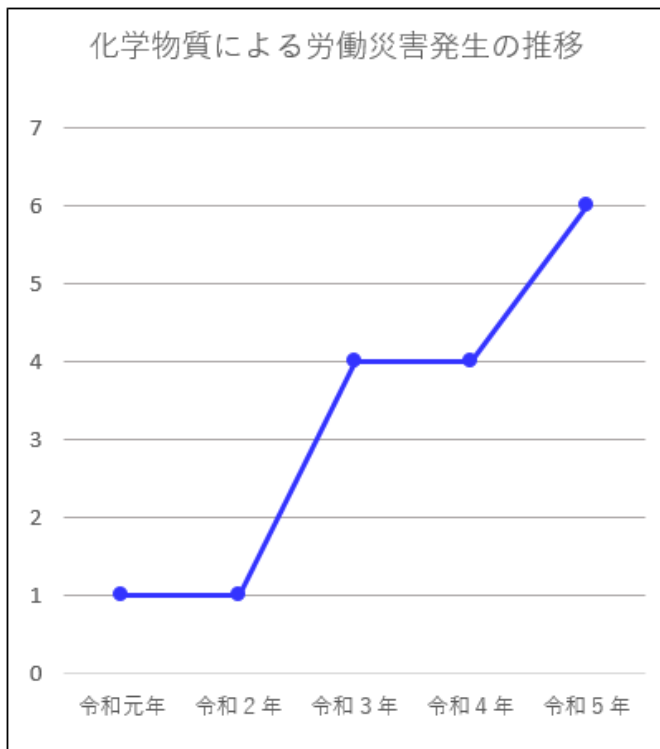
電話番号 : 0985-38-8835

【令和7年2月3日】

取材申込者名簿	
報道機関名	TEL ()
職名	氏名

中止の場合の連絡先 TEL ()

宮崎県内の化学物質による労働災害発生状況



災害発生事例（令和5年発生）

	業種	被災状況	災害発生状況
1	金属製品製造業	休業2週	部品を持つために取り付けた番線を持ち、処理液の入った処理槽に部品を投入したところ、番線から部品が落ちそうになったため手で支えようとしたが支えきれず、両腕が処理液に浸かり、熱傷と薬傷を負った。
2	食料品製造業	休業19日	指示を仰ぐため、袋に入った薬剤を投入する作業していた同僚のもとに向かったところ、薬剤の袋に残っていた薬剤が稼働していた送風機の風に運ばれ、両目の下と口内に炎症を負った。
3	ビルメンテナンス業	休業4日	漂白剤に漬けおきしていたダスタークロスをバケツから取り出し、バケツ内の漂白剤を捨て、再度バケツに水を溜めようと水道の蛇口から水を出したところ、水の勢いでバケツの底に残っていた漂白剤が跳ね返り、両目を負傷した。
4	畜産業	休業7日	場内の消毒作業（消毒液使用）で使用した手袋を着けて、集卵ベルトの洗浄作業をしていたところ、手袋の中に汚水が入り、その数分後に右手に痛みが出て、右手甲に火傷を負った。
5	産業廃棄物処理業	休業1カ月	スポンジに薬品（次亜塩素酸ナトリウム）をつけて壁を洗浄していたところ、バケツに入れていた薬品が、履いていた長靴の間からズボンに付着し、左足ふくらはぎに火傷を負った。
6	土木工事業	休業8日	全身汗だくの状態でもコンクリートを練っていたところ、飛び散ったコンクリートが腹部や大腿部に付着した。夜になって痛みを発症し、腹部や大腿部の皮膚に炎症を負った。

令和 6 年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業 4 日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和 8 年 4 月から約 2,900 物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第 5 回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和 6 年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

3. 期間

2月1日から2月28日までとする。

4. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

5. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

(エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(カ) 雑誌等を通じた広報

(キ) 事業者の実施事項についての指導援助

(ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

タシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・安全データシート（SDS）交付、リスクアセスメントの実施等

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
- b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

「化学物質管理強調月間」(2月)を初めて実施します

別添 3

～ この機会に化学物質管理の総点検を～

厚生労働省は令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われていています。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、本年4月から施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとしており、今年度が初めてとなります。



《スローガン》

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

みなさま、この機会に職場で取り扱う化学物質の危険性・有害性を認識した上で、化学物質の自律的管理を進めていきましょう。



(画像出典：中央労働災害防止協会キャンペーンポスター)



令和6年度化学物質管理
強調月間実施要綱
(厚生労働省)



リスクアセスメント対象物質
に該当するか確認
(ケミサポ)



リスクアセスメント
CREATE-SIMPLE
(職場のあんぜんサイト)



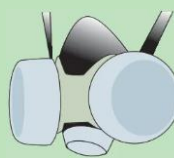
化学物質管理対策に
関する無料窓口相談
(テクノヒル)

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表	
① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント(RA)対象物であるかを把握していますか。	<input type="checkbox"/>
<small>解説</small> 化学物質を化学的に合成するほか、混合・濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を化学製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和6年4月1日時点のRA対象物は こちら のリストをご覧ください。 また、令和7年4月1日以前300物質、令和6年4月1日以前800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付後の義務対象物質一覧	
② 化学物質管理者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
<small>解説</small> 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業者等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。 化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、以下のGMAの10ページに記載のNo.2-1-1-2-2をご覧ください。 化学物質による労働災害防止のための自律的な管理に関するGMA	
③ RAを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
<small>解説</small> リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じもその程度を評価し、リスクの軽減対策を検討することです。 下のGMAも参照してください。 GMA No.25 01-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。 01-2 リスクアセスメントとはどのような手順で実施するのか。 厚生労働省では、RAの実施を支援するための業務制マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに就いてRAを実施した場合は、右上の <input type="checkbox"/> に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」をつけてください。 労働安全衛生法に基づく労働安全衛生法に基づくリスク管理マニュアル	


化学物質の自律的な管理に
関する自主点検表


《各事業者の実施事項》


- (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、SDS等による危険有害性等の確認
- (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石棉障害予防規則の遵守の徹底
- (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (オ) 日常の化学物質管理の総点検
- (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (キ) スローガン等の掲示
- (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施





化学物質による事故は あなたの職場でも起こります


業種	災害の発生状況	
一般飲食店	厨房内洗い場で、漂白液（次亜塩素酸ナトリウム）の容器の栓を外そうとしたところ、液がはねて右目をばく露し、薬傷を負った。	
被災状況		
休業24日		
発生原因	・保護めがねを着用していなかった。	

業種	災害の発生状況	
食料品製造	油洗浄用の苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）をポリタンクからバケツに移していたところ、液がはねて両目をばく露し、薬傷を負った。	
被災状況		
休業1カ月		
発生原因	・保護めがねを着用していなかった。	

業種	災害の発生状況	
食料品製造	粉末の苛性ソーダを袋からタンクに投入中、粉が舞い上がり、保護めがねの隙間から浸入し、両目をばく露し、薬傷を負った。	
被災状況		
休業3週		
発生原因	・作業に応じた保護具を選定・着用していなかった。	

業種	災害の発生状況	
化学品製造	廃液をポンプで移送した後、ホースをバルブから外した際、ホース内に残っていた廃液が飛散し、目、顔面をばく露し、薬傷を負った。	
被災状況		
休業1カ月		
発生原因	・保護具を使用していなかった。	

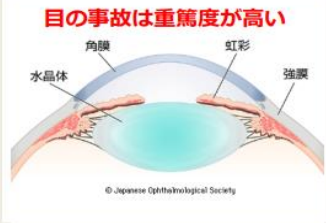
業種	災害の発生状況	
ビルメンテナンス	現場の定期清掃中、床に置いてあった洗剤のバケツに接触し、強アルカリの洗剤がふくらはぎ、足の甲にかかり、化学やけどを負った。	
被災状況		
休業2週		
発生原因	・不浸透性の保護具を着用していなかった。	

業種	災害の発生状況	
非鉄金属製造	硝酸を用いて金属を洗浄中、ポリ塩化ビニル製の手袋にあいた1mm程度の穴から洗浄液が浸透、手指をばく露し、化学やけどを負った。	
被災状況		
休業4日		
発生原因	・保護手袋の保守管理が適切に行われていなかった。	

化学物質による薬傷・やけど災害の主な原因と対策

原因 あなたの職場にも、こうした危険はありませんか？

さまざまな作業場に、溶剤や油、粉じんなどが存在します



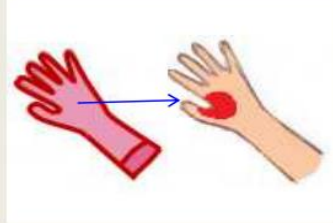
保護めがねを着用していない

苛性ソーダなどの強アルカリ溶剤は身近に使われています



作業に応じた保護具の選定・着用なし

手袋に穴はあいてませんか？ 交換品の在庫はありますか？



保護具の管理が不適切

対策 適切な保護具の使用について、職場内を再点検！

着用のない方の入場お断り



保護めがねはJIS T 8147規格合格品を！

保護めがねの着用を現場のルール化

適正保護具の写真掲示



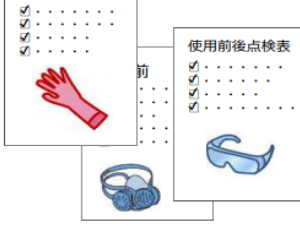
【アルカリ洗剤取扱】

- ・ヘルメット
- ・保護めがね
- ・前掛け
- ・保護手袋（用途により色分け）
- ・長靴

厚生労働省「見える」安全活動コンクール優良活動事例より

適正保護具着用を作業規定等に明記

使用前後点検表



使用前後の点検、日常の保守管理

労働者の保護具の使用状況の確認、安全衛生教育もしっかり行いましょう